

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う定期乗車券・回数乗車券の取扱いについて

2020年5月28日

新型コロナウイルスの感染拡大により、各学校の休校延長が実施されているほか、2020年4月7日に日本政府から緊急事態宣言が発令されたことに伴い、東急電鉄では定期乗車券・回数乗車券について以下のお取り扱いをいたします。

記

1. 定期乗車券の払いもどし

(1) 小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校等の通学定期乗車券

有効開始日が2020年2月28日以前の通学定期乗車券は、臨時休校に伴う2020年2月28日以降の「最終登校日」をお申し出日とみなして、有効開始日から1か月単位(1か月未満の経過日数は1か月に切り上げ)で経過月数分の定期運賃を差し引いた額(定期乗車券の有効開始後7日以内の場合は、経過日数分の往復運賃を差し引いた額)から、手数料220円をいただき払いもどしをいたします。

※通学定期乗車券の有効期間に2020年2月28日(金)から2020年5月25日(月)までの全部又は一部期間を有効期間に含む場合に限ります。

※「最終登校日」以降、定期乗車券をご使用された場合は払いもどしの対象外とさせていただきます。

学校再開に伴い、あらためて通学定期乗車券を購入されるお客さまは、その際に払いもどしのお手続きをいたしますので東急線定期券うりばでお申し出ください。(東急線で購入された定期乗車券に限り払いもどしをいたします)

(2) 通勤定期乗車券・上記のお取り扱い以外の通学定期乗車券

① 2020年4月7日以前に有効開始の定期乗車券

2020年4月7日にお申し出されたものとみなして、有効開始日から1か月単位(1か月未満の経過日数は1か月に切り上げ)で経過月数分の定期運賃を差し引いた額(定期乗車券の有効開始後7日以内の場合は、経過日数分の往復運賃を差し引いた額)から、手数料220円をいただき払いもどしをいたします。(2020年4月7日以降、ご使用があった場合は最終使用日をお申し出日とみなします)

※定期乗車券の有効期間に2020年4月7日(火)から2020年5月25日(月)までの全部又は一部期間を有効期間に含む場合に限ります

※払いもどしまでの間に定期乗車券をご使用された場合は、その最終使用日をお申し出日とさせていただきます。

② 2020年4月8日以降に有効開始の定期乗車券

緊急事態措置の内容や対象地域が拡大したことなどにより、2020年4月8日以降に有効開始となる定期乗車券がご不要となった場合は、次の(ア)(イ)により払いもどしのお申し出日とみなします。

(ア) 定期乗車券が未使用の場合

定期乗車券の有効開始日の前日とし、手数料220円をいただき払いもどしをいたします。

(イ) 定期乗車券を使用された場合

定期乗車券を最後に使用した日をお申し出日とみなして、有効開始日から1か月単位(1か月未満の経過日数は1か月に切り上げ)で経過月数分の定期運賃を差し引いた額(定期乗車券の有効開始後7日以内の場合は、経過日数分の往復運賃を差し引いた額)から、手数料220円をい

いただき払いもどしをいたします。

※定期乗車券の有効期間に2020年4月8日(水)から2020年5月25日(月)までの全部又は一部期間を有効期間に含む場合に限り

※払いもどしまでの間に定期乗車券をご使用された場合は、その最終使用日をお申し出日とさせていただきます。

※定期乗車券払いもどしについての注意事項

- ・ 払いもどし日を遡るお取り扱いをご希望のお客さまは、その定期乗車券をご使用にならないようお願いいたします。
- ・ PASMO定期券の場合は、払いもどし前に同じカードへ定期券やIC企画乗車券を購入されると、払いもどし対象となる定期券情報の確認ができなくなるため、払いもどしを受けることが出来なくなります。
- ・ 払いもどしのため定期券うりばのある駅へ電車をご利用してお越しの際は、定期券区間であってもきっぷをお買い求めください。改札係員へ定期券うりばのある駅まで乗車する旨をお申し出のうえ、きっぷに証明をお受けいただき、定期券うりばでご提出ください。運賃を払いもどしいたします。
- ・ 払いもどしの対象となる定期乗車券をお持ちで、本取扱いをご希望のお客さまはお手続き終了まで別のICカード乗車券や磁気乗車券等のご利用をお願いいたします。
- ・ 定期券うりば混雑時は、後日のお手続きをご検討ください。混雑緩和にご協力をお願いいたします。

[定期乗車券の払いもどし計算方法、注意事項はこちらもご覧ください](#)

2. 回数乗車券の払いもどし

2020年4月7日以前に購入された回数乗車券は2020年4月7日をお申し出日とみなし、2020年4月8日以降に購入された回数乗車券は有効開始日をお申し出日とみなして、発売額からご使用枚数分の10円単位普通運賃と手数料を差し引いた額の払いもどしをいたします。

[回数乗車券の払いもどし計算方法、注意事項はこちらもご覧ください](#)

払いもどし対象の回数乗車券が大量となる場合は、払いもどしをご希望の駅へ事前にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

※回数乗車券の有効期間に2020年4月7日(火)から2020年5月25日(月)までの全部又は一部期間を有効期間に含む場合に限り

3. お取り扱い期間

上記1. 2. については、2021年5月25日(火)まで(緊急事態措置の終了日の翌日から一か年)

※定期乗車券・回数乗車券の有効期限が終了した後であってもお取り扱いいたします。

4. 払いもどしお取り扱い箇所

定期券 東急線定期券うりば (最新の営業時間は当社ホームページでご確認ください)

(渋谷・自由が丘・武蔵小杉・日吉・横浜・目黒・三軒茶屋・二子玉川・溝の口・鷺沼・あざみ野・青葉台・長津田・大井町・五反田・蒲田)

回数券 東急線各駅の改札窓口 (世田谷線・こどもの国線をのぞく)

5. 新年度から有効となる通学定期券の発行について

(1) 休校のため、新年度有効となる通学証明書等の取得や有効期間の延長が不可能なお客さまは、現在

お手持ちの通学定期乗車券と、旧年度発行の学生証、通学証明書等で通学区間・進級する学年を確認し、新年度から有効な通学定期乗車券を発行いたします。

- (2) 休校時に使用されていた通学定期乗車券を既に払いもどしているお客さまは、旧年度発行の通学証明書、通学定期乗車券購入兼用証明書等で通学区間・進級する学年が確認できる場合、新年度から有効な通学定期乗車券を発行いたします。

※上記(1)(2)は当面の間のお取り扱いといたします。なお、旧通学定期乗車券や通学証明書等に記載の区間・経路から変更とならない場合に限りです。

※学生証、通学定期乗車券購入兼用証明書に貼付する写真は、当面の間省略可能といたします。

以 上